公休とし後二ヶ月は欠勤とせざること　一、移転後ノ賃金保証（第ヶ月第ヶ月）
一、実行年限を第二期にせられたし。　一、移転期日を即時発表せられたし。
一、自余工員は会社負担のこと　一、実費使下絶対反対、　一、公務に依る不当行為の保証　一、争議中の日給及費用会社負担、　一、今回争議に依り解雇者を即時復職せられたし　一、日一労働に対し日一賃金支給のこと。

（別記八）

東京工場争議解決に就て

東京工場争議に付き争議団代表者八月二十七日新に要求十三項を提出し来りたるが折衝の結果円満解決を望み協議を総て協議を進めたるも右要求中には到底容認し難き事項あるを以て之を撤回するもの中出したる前者には之を承認し徹宵交渉を重ね遂に左記条件を以て妥協の成立を見たり

一、解雇者に対し所定の退職手当の外解雇手当として標準賃金[illegible]ヶ月分支給
二、当務工人に対し家族見舞金として日給五日分支給

右に付き争議団は即時解散し罷業団員は本月三日より平常の通り出勤することとす　本月十三日以来継続せる争議は茲に全く解散を告げるに至れり

昭和六年二月二十八日

（別記九）

芝浦争議罷業外　最後的支援を完結す

株式会社芝浦製作所

昨日午前十一時より本社会議室に於て十九時間の長時間に亘りて吉田、平野、[illegible]、石坂、石井、信利、林の七名を挙げて交渉した。争議団に於ける争議の長引くことは不利なりとの結論に一致したるも早く解決したいと言ふ各位多かりし[illegible]、会社側は之を承知し解決すべく徹夜して不眠不休の結果双方の項目が見出された[illegible]、会社側は各所の協議機関にかけて決定させんとした[illegible]、争議団は[illegible]のことを決定した[illegible]、[illegible]と見えたが[illegible]一致[illegible]争議を一元化することにす[illegible]、[illegible]争議を展開せんとす

（九三一二・二八）